

地域公共交通計画変更案 意見・対応一覧

◎令和7年第1回成田市地域公共交通計画策定委員会（令和7年7月1日 書面開催）

頁	意見	対応状況
全般	本市においては、令和6年4月1日より副市長2人制になったことから、成田市地域公共交通計画策定委員会設置要綱第2条第2項の「委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる」の規定を、例えば「・・・置き、公共交通施策に関する所掌事務を担当する副市長をもって・・・」に改め、条文の「紛れ」を解消すべき。	資料編にあたる部分の修正となるため、本計画変更以降にご意見のとおり修正を行う予定です。
93	地域公共交通計画の策定や地域の実情にあった公共交通の維持改善等を図るための協議、合意形成などを目的とする「成田市地域公共交通活性化協議会」と「成田市地域公共交通会議」が統合されたことは、今後の本市における地域公共交通施策を推進する上で、重要な事項であることから、同計画の会議体名称の修正だけではなく、令和7年7月1日より『成田市地域公共交通会議』とすることの主旨などについて、簡潔に記述すべきと考える。	ご意見のとおり修正しました。